

## 令和 5 年度定時評議員会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所  
令和 5 年 5 月 12 日（金）  
午後 2 時～午後 2 時 41 分  
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1  
（公財）調布ゆうあい福祉公社 1 階
- 2 評議員総数 7 名
- 3 評議員定足数 4 名
- 4 出席者数 評議員 4 名，理事 3 名，監事 2 名
- 5 審議事項  
議案第 1 号 令和 4 年度事業報告について  
議案第 2 号 令和 4 年度収支決算について  
議案第 3 号 評議員の選任について

### 6 議事の経過及びその結果

#### (1) 議長の選出

定款第 18 条第 3 項の規定により，令和 4 年度の議長が選出された。

#### (2) 会議成立の報告

議長が定足数の充足を確認し，会議が有効であるとの報告があった。

#### (3) 議事録署名人の選任

定款に基づき，出席した評議員の中から選任することを説明し，議事の審議に移った。

#### (4) 審議事項

##### ア 議案第 1 号 令和 4 年度事業報告について

事務局より次のように説明があった。

##### 『1 会社の現状』

「新型コロナウイルス感染症については，沈静化の兆しもうかがえるが，引き続き衛生管理を徹底していく。

最近の物価の高騰は，特に食事サービス事業で，食材や燃料費等の負担増につながっており，大きな懸念材料である。

日本の国内では，アフターコロナを見据え，様々な業界で働き手確保の動き出しが見られ，人材の確保についてはますます難しさが増す様相である。公社では，対策の一助として，令和 4 年度，新たに職務限定での正社員制度を創設し，令和 5 年度から，訪問介護事業でサービス提供責任者の職員を 1 人任用した。今後は，居宅介護支援事業にも活用を広げる。

自主事業における経営状況であるが，人材確保がままならない居宅介護支援事業は，大幅な赤字となった。好調であった他の 2 事業がそれをカバーしても，3 事業総体で 30 万円程度の赤字となった。幸い，市民の方々からいただいた寄付金があり，これを含めて収支は均衡を保てたが，居宅介護支援事業での人材確保は喫緊の課題である。」

##### 『2 令和 4 年度の振り返り』

##### (1) 法人運営

「初めに，新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けた事業についてである。

食事サービス事業では、昨年7月末から8月にかけて、調理部門が活動を停止する事態が発生した。12月には、調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業で、複数の職員等の新型コロナウイルス感染症罹患が確認されたことから、2日間の休業を余儀なくされた。経営面では、居宅介護支援事業で、令和4年度も職員の欠員補充ができずに、収支の均衡を大きく欠いた状況が続いている。対策として、令和5年度から導入する予定で、令和4年度は限定正社員制度を創設した。今後は、この制度を活用し、人材の確保を行い、特に居宅介護支援事業では、再度の特定事業所加算の取得を目指す。

調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業とデイサービスぷちぼあん事業については、調布市の高齢部門とともに、令和5年度からの、前者については業務委託契約の仕様の見直し、後者については市の委託業務化を目指し、協議を進めた。残念ながら、どちらも令和5年度の実施はかなわなかったが、所管課の高齢部門とは、引き続き歩調を合わせ、令和6年度実施を目指す。

また、管理係を中心に、公社全体のBCP（事業継続計画）の策定にも取り組んだ。地味な作業ではあるが、積年の課題の業務で、令和5年度に完成が見込めたことは大きな成果であった。

事業運営面では、福祉講演会をはじめとした各種イベントが、概ね順調に開催できた。中でも、だれでもカフェぷちぼあんは3年ぶりの開催となった。

フレイル予防では、調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業の利用者や協力会員を対象に、低栄養予防講座等を開催した。

利用会員・協力会員の増減に関する状況であるが、利用会員世帯数については、月により変動もあるが、目標値の280世帯に近づきつつある。一方で、協力会員数は、目標値の280人には遠く及ばなかった。担当の係でも、イベント等の機会を捉え、募集説明会等を増やすなど、重点的には取り組んだが、退会者以上に入会者を増やすことはできなかった。これについては、令和5年度に次期中期計画の策定を行う中で、再度、公社の最優先課題として、広く議論を重ね、対策を講じる予定である。

住民参加型サービスでは、ホームヘルプサービス、食事サービスともに、利用回数、提供数が増加した。協力会員の皆さんの活動が大変に活発であった証であると、深く感謝している。

ケアラー支援では、市内のケアラー団体と連携し、ケアラーサポートブックの作成に取り組み、完成させた。今回、現物を、資料として皆様にお配りしたので、お手に取り、担当職員の労を感じていただければと思う。既に市役所等に配架、各地域包括支援センターには配布を終えており、6月には、民生児童委員の皆様にもお配りする予定である。また、令和5年度から調布市がヤングケアラーの支援を開始するのに併せ、令和4年度は、市の子ども部門と「ヤングケアラーコーディネーター事業」の委託契約について協議を重ねた。結果として、公社が受託をする運びとなった。

認知症施策では、職員がチームオレンジのコーディネーター研修を受講し、令和5年度からの調布市でのチームオレンジ立ち上げに向け、準備を進めた。

食事サービス事業では、近年特に、調理を担う協力会員の高齢化が大きな課題となっていたが、令和4年度は、現に調理活動をされている協力会員の皆様とともに、作業工程の見直しや、活動年齢の上限引き上げ等について、協議を行った。

地域包括支援センター事業では、令和4年度は、地域での行事やイベント等が増えてきたことに併せ、普及啓発活動を活発に行った。

介護保険事業（ぶちぼあん・訪問介護事業・居宅介護支援事業の自主3事業）では、ぶちぼあんについては比較的安定した運営で推移をした。訪問介護事業では、担い手の確保が難しいことから、障害者訪問介護事業を休止した。居宅介護支援事業では、職員の欠員が埋まらず、特定事業所加算の再取得がかなわなかったことから、大きく収支のバランスを欠く結果となった。

これによる3事業総体の収支については、先程述べたとおりである。」

## (2) 事業運営

### ア 介護予防の取組

「運動面だけでなく、栄養面にも着目した、フレイル予防の普及啓発を行った。」

### イ 地域の福祉人材の発掘・育成に向けた研修の実施

「新規の協力会員を確保するために、新たな試みとして、QRコードやZoom等のツールの活用について検討した。これについては、令和5年度から実施をしている。」

### ウ 認知症当事者とその家族介護者支援の拡充

「前述の成果を受け、令和5年度は、ケアラーサポートブックの活用、チームオレンジの立ち上げ、ヤングケアラーコーディネート事業の開始に取り組んでいく。」

### エ 医療介護連携の推進

「記載のとおりである。」

### オ 地域共生社会の推進

「記載のとおりである。」

### 『3 重点プロジェクト』

「各事業等の実績と評価を記載している。」

### 『事務局長の所感』

「令和4年度は、コロナ禍にあつて、公社の職員が様々に創意を凝らしながら、あちらこちらの畑に種をまいた年度であったと実感をしている。まずは、大変な重荷を背負いつつ、種まきをしてくれた職員に感謝をしている。これから先は、彼らが苦勞してまいた種を、枯らさずに育てることが、事務局長に託された役割であると感じている。

令和5年度も、引き続き職員が種をまき続ける公社であることを願いつつ、私の総括としたい。」

評議員より、「自主事業の中で、限定正社員制度を創設したということであるが、正規の職員とどのように違うのか。また、ヤングケアラーへのホームヘルプサービスが行われたということであるが、具体的にはどういう内容だったのか。差し支えなければ、どんなご家庭だったのか、教えてほしい」との質問があり、事務局より、「今回新しく創設したのは、職務限定の正社員である。一般のこれまでの正社員は総合職採用であり、職務に制限・限定はない。今回創設した限定正社員は、職務を限定して採用するので、実際の運用としては、居宅介護支援事業所のケアマネジャーという職務で限定するとか、訪問介護の業務で限定するとか、そういった限定をする前提で採用する職員で、実際、いわゆる人事異動を前提として採用はしていないので、そういった制約もある」との答弁があった。

評議員より、「得意分野について、ある意味限定した採用というふうに理解してよいか」との質問があり、事務局より、「そのとおりである。また、ヤングケアラーについては、食事を作るなどの家事支援である。お子さんが主に家事を担っていたのだが、受験を控えた高校生で、大学受験のために勉強に専念しなければならないとのことで、公社のほうがお手伝いをしたという経緯である」との答弁があった。

審議の結果、原案どおり出席評議員全一致で可決し、承認された。

## イ 議案第 2 号 令和 4 年度収支決算について

事務局より次のように説明があった。

「令和 4 年度事業報告・令和 4 年度収支決算（概要版）の 5 ページである。」

「1 令和 4 年度収支状況」

「収入総額は 5 億 499 万円余、支出総額は 5 億 389 万円余、その右側、収支差額は 110 万円余となっている。この結果、次期繰越収支差額は 6,306 万円余となる。

「収支差額」の文字の右側、※1 であるが、この 110 万円余の内訳は、表の下、「収支差額内訳」にある。

自主事業全体ではマイナス 33 万円余。その内訳として、訪問介護事業、障害者の訪問介護を含む事業で、206 万円余の黒字である。居宅介護支援事業では、567 万円余の赤字であった。デイサービスぶちぼあん事業では 327 万円余の黒字となり、3 事業合計で 33 万円余の赤字である。

その下、「その他収入」であるが、これは主には寄付金等の収入等を示している。こちらで 144 万円余のプラスとなっている。」

「2 令和 4 年度正味財産増減状況」

「経常収益から経常費用を差し引いて、当期の一般正味財産増減額は 292 万円余となった。こちらの正味財産の増減要因としては、※2 に内訳を記載している。1 点目が収支差額のプラスで 110 万円余。また、固定資産の取得でプラスの 307 万円余。減価償却費でマイナス 125 万円余。こちらのトータルが、当期の一般正味財産増減額となる。

その結果、一般正味財産期末残高は 9,752 万円余で、こちらに指定正味財産の 3 億円が加わり、正味財産期末残高は 3 億 9,752 万円余となる。

資料に、令和 4 年度財務諸表の添付があるので、後ほどご確認願いたい。」

監事より、次のように令和 4 年度収支決算に関する監査結果の報告があった。

「私たち両監事は、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第 24 条及び関連法令に基づき、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの令和 4 年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果について、次のとおりご報告する。

### 1 監査の方法及びその内容

(1) 業務監査については、理事会等に出席し、運営状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査した。

(2) 会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の適正性を確認した。

## 2 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書については、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定款及び会計規程等に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認める。」

審議の結果、原案どおり出席評議員全一致で可決し、承認された。

### ウ 議案第 3 号 評議員の選任について

事務局より次のように説明があった。

「去る 3 月末に、調布市社会福祉協議会からご推薦をいただいていた評議員から辞任届が提出され、3 月末で退任をされている。この後任の評議員を選任する必要がある。

今回も、調布市社会福祉協議会からご推薦をいただき、同会常務理事の方を後任の評議員としてお願いをするものである。

なお、後任の評議員の任期は、定款第 13 条第 2 項の規定により、「任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまで」とされており、令和 6 年度定時評議員会の終結時までとなる。」

審議の結果、原案どおり出席評議員全一致で可決し、承認された。

以上で、本日の案件について全て終了した。